

# 公益社団法人 日本顕微鏡学会

## 役員選出規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会の会長、会長を除く理事、監事(以下役員という)の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (候補者の選出方法)

第2条 役員候補者は、受付順による立候補者リストに基づき、全国一斉に実施する正会員による投票によって決定する。

- 2 役員候補者を選出するための選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで公示し、実施する。
- 3 役員候補者の選出は、会長、会長を除く理事、監事のそれぞれについて行う。
- 4 会長を除く理事候補者選挙においては、各正会員は所属する支部の立候補者についてのみ無記名で投票し、支部単位で選出する。

第3条 この選挙の管理執行に関しては、別に定める選挙管理委員会が行う。

### (選挙区)

第4条 役員候補者選挙のうち、会長候補者、監事候補者の選挙は全国区で、会長を除く理事候補者選挙は、北海道、関東、関西、九州の各支部区に分けて行う。

### (立候補の要件)

第5条 役員候補者への立候補は、自薦、または推薦を受けて本人が承諾した場合の二種類とし、どちらの場合も立候補として扱う。

- 2 会長候補者への立候補には正会員二名、会長を除く理事候補者および監事候補者への立候補には正会員一名の推薦を必要とする。
- 3 立候補者は、所定の期日までに選挙管理委員会に立候補を届出る。
- 4 会長候補者、会長を除く理事候補者、監事候補者はそれぞれ重複して立候補することはできない。
- 5 役員候補者として推薦を受ける場合は、推薦人は被推薦者と同一の支部に所属する正会員とする。また、会長を除く理事候補者として同一の推薦人が推薦する人数は、各支部で選出される定数(補欠を含む)を最大とする。

(役員の数)

第6条 次期役員(理事及び監事)の定数、および選挙管理委員会に関する事項は、理事会において定める。

- 2 各支部から選出される理事の定数は、選挙が行われる年度開始時の各支部の正会員数の割合に応じて、理事会で定める。

(役員を選任方法)

第7条 通常総会において、会長候補者、会長を除く理事候補者、および監事候補者のうちから、次期の会長、会長を除く理事、監事をそれぞれ選任する。

- 2 会長候補者は、総会で理事として選任決議される。
- 3 理事候補者は、総会で一人ずつ理事として選任決議される。
- 4 総会にて選任された理事は理事会を開催し、会長、副会長及び常務理事を選定し、これを総会に報告する。
- 5 会長が選任されなかった場合は、再度正会員による会長候補者選挙を行う。
- 6 理事が在任期間中に支部を異動した場合でも、理事資格は喪失しない。但し、海外へ異動した場合は、理事資格を喪失する。

附則:本規程による役員選出については、平成25年度において総会で選任される役員より適用する。

平成24年9月29日 平成24年度第4回理事会承認(審議後修正済)